

りませんが、殊に進歩の著はれぬ此幼稚教育即ち保育事業に向つて大なる發展を遂ぐる必要があり

ますから、世の保母たる方々は、出てゝは幼稚園の設備充分な所で、諸種の恩物を以て幼児を保育するの旁、家庭に歸つては、不完全な恩物を用ゐる間に合はせの材料を以ても、如何に幼児を保育し得るかの御研究あらんことを望みます、そして機會さへあらば、其を實行して世の母親に示して保育の精神の何處にも行はれ得ることを示さるゝ様願ひます、

警視總監の第三に曰く

「四才未滿の小兒を道路に獨歩せしめざる様父兄に於て十分監督加へらるゝこと」と

婦人と親族法(續き)

太田 英 隆

第二款 財産關係に及ぼす效力

夫婦は婚姻を爲すに當り任意に其財産關係に付き契約を爲すことが出來ますが、夫婦の關係は専ら情誼に依りて成立するものでありますから、其婚姻を爲に當り一々其財産關係を契約することは困難であります、そうして、その契約をした場合にも其契約に付き一般の契約に關する規定の外別に法律上の制限を設くるの必要がありません。之れ法定の夫婦財産制のある所以であります。

第一項 契約に因る財産關係

婚姻する男女は契約して其財産に關し、相互に有する權利の範圍を定むることが出來ます。そうであります、未來の夫婦は法律の上からして契

約を以て其財産關係を定めるのを強ゆるのではありませぬ、又實際におきまして、婚姻前にこんな契約を爲すの極めて稀なのは、夫婦の結合が情誼によつて成立するからであることを想像しても知れます。それであるから、夫婦間に若しこの契約のなかつた時に於きまして、その財産關係を支配する法規を設け、契約をせない夫婦は、その財産關係につきは法定の制度に従つたものと看做すは當然の理であります。

### 第一、財産契約締結の時期

財産契約は未來の夫婦間に於てする契約であります。それでありますから、その締結時期は夫婦の婚姻に届出ある前でないべくなりませぬ。この法律の精神は、一度締結した財産契約は婚姻中に變更することの出来ないものとする

三十二  
によりて貫徹せられます。夫婦が財産契約をなさず、法定の制度に従つたものと認めたとさきも亦同じであります。

### 第二、財産契約の効力

財産契約は一般の契約と同じやうに、當事者の間に於ては何等の方式を要しないで、婚姻の届出と共に効力を有します、そうであります。若し其契約が法定財産制と違つてゐるときは之れを第三者又は夫婦の承継人に對抗せうと思つたなら、婚姻の届出までにこの契約を登記することが必要とします。若し之れを其時期までにせないとときは、第三者は別段の契約ないものと看るべきであります。

### 第二項 法定財産制

法定財産制と云ひますのは、夫婦が婚姻をすま

すとき、その財産關係に付き別段の契約をしな  
いときに、法律の規定によつて當然従ふべきもの  
を云ふのであります。

### 第一、婚姻中の費用の負擔方法

夫は婚姻から生ずる一切の費用を負擔せねば  
なりません。但し妻が戸主であつたときは妻が  
之れを負擔することになつてゐます。

### 第二、特有財産の使用收益權

夫又は女戸主は、用ひ方によつて其配偶者の  
財産の使用及び收益を爲す權利を有してゐるの  
です。夫又は女戸主は、其配偶者の財産から生  
ずる果實を得ますけれども、もし其配偶者が債  
務を負擔するときは、其利息は自分の財産の果  
實中から辨濟することを許さねばなりません、

### 第三、使用貸借に關する規定の準用

夫又は女戸主は使用貸借の借主が、借用物の  
通常の必要費を負擔するがやうに、其配偶者の  
特有財産の通常の必要費を負擔し、又借主が借  
用物を原狀に復して之れに附屬せしめた物を收  
去することを得るが如く、夫又は女戸主は其配  
偶者の特有財産に工作を施すことなどがあつた  
ときは、之を原狀に復して之れに附屬せしめた  
物を收去することが出来ます。

### 第四、妻の財産の管理、

夫が妻の財産を管理することの出来ないとき  
は、妻自分が之れを管理すべきものであること  
は、民法第八百一條に規定してある通りであり  
ます。

### 第五、妻の財産に於ける夫權の制限、

夫が妻の爲めに借財をなし、妻の財産を讓渡

し之れを擔保に供し、又は第六百二條の期間を越へて其貸貸を爲すには、妻の承諾を得ることが必要であります。但管理の目的を以て果實を處分するのはこの限りではありません。

第六、妻に對する擔保提供の義務、

夫は妻の財産に關し廣大な權限を持つてゐますから、若し夫が其管理の方法を誤つて其財産を無くする様な場合に於ましては、妻は自分が其財産を管理することが出來ますけれども、夫の管理の失當でなく若くは妻が出來兼ねる時に於て、夫の管理權を剝奪せしめて別に妻を保護する方法を設けなければなりません。そこで民法では、夫が妻の財産を管理する場合に於て必要であると認めるときは裁判所は妻の請求に因つて夫をして其財産の管理及び返還に付さ、

相當の擔保を供せしむることを得との規定を設けてあります。

第七、日常の家事に關する妻の代理權

日常の家事に就ては妻は夫の代理人と看做す。夫は前項の代理權の全部又は一部を否認する事が出來る、但し之れを以て何も知らない他人に對抗することは出來ないとは、第八百四條に規定してある所であります。

第八、財産管理の程度

夫が妻の財産を管理したり又は妻が夫の代理を爲す時に於きましては、他人の物だからと云つて粗略にせず、自分の爲めにすると同一の注意を爲すことが必要であります。

第九、委任に關する規定を法定財産制に準用する場合、

民法第六百五十四條及び第六百五十五條の規

定（民法條文參照）は、夫が妻の財産を管理し

又は妻が夫の代理を爲す場合に準用します、

第十、財産權の推定

妻又は入夫が婚姻前から有せる財産や婚姻中

自分の名で得た財産は特有財産となります。夫

婦の孰れに屬するか知れない財産は、夫又は女

戸主の財産と推定します。（續く）

玩弄紙幣六万三千八百七十五圓を所持せる子供は曰

一金五万圓 銀行貯蓄

一金一万圓 生命保險

一金二千九百圓 食物

一金百圓 慈善費

一金八百圓 つかひ物

一金七十五圓 ヒヤノ

靴屋の小供

米 溪

これは予が實際の感懐如何にもと思はれしま  
、書きつく婦人と子供へとて。

麴町に一軒の小やかなる借店して、靴直しを職  
とする夫婦の者あり、ふと通り掛りしまゝに、靴の  
磨きを命ずれば、主人の男町嚙に會釋して、掃除  
も一通りならず、其の面ざしも由ありげにさへ見  
えて、かゝる社會の者には有りがちの疎故なる處  
もなく、質實なる様尋常ならざりしが、折りふし  
小ざき足駄の音忙はしく走せ歸りしは、三歳四歳  
五歳とは見えぬ女の兒の、小ざき笛を手にせるを  
吃と見るや、彼の靴工が、忽ちさと氣色變へたる  
が、言葉はやさしく、

「其の笛如何せしぞ人の物に非ずや、」